

**2012年版**  
**マンガはじめて社労士**  
【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成24年5月21日  
(株)住宅新報社 出版本部編集部  
TEL. 03-6403-7806

**【法改正による修正】** 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、第44回（平成24年度）試験は、平成24年4月13日（金）現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成24年8月26日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後				
P236 1コマ目	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護 <u>104,530円</u></td> <td style="text-align: center;">随時介護 <u>52,270円</u></td> </tr> </table>	常時介護 <u>104,530円</u>	随時介護 <u>52,270円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護 <b>104,290円</b></td> <td style="text-align: center;">随時介護 <b>52,150円</b></td> </tr> </table>	常時介護 <b>104,290円</b>	随時介護 <b>52,150円</b>
常時介護 <u>104,530円</u>	随時介護 <u>52,270円</u>					
常時介護 <b>104,290円</b>	随時介護 <b>52,150円</b>					
P236 2コマ目	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護 <u>56,720円</u></td> <td style="text-align: center;">随時介護 <u>28,360円</u></td> </tr> </table>	常時介護 <u>56,720円</u>	随時介護 <u>28,360円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護 <b>56,600円</b></td> <td style="text-align: center;">随時介護 <b>28,300円</b></td> </tr> </table>	常時介護 <b>56,600円</b>	随時介護 <b>28,300円</b>
常時介護 <u>56,720円</u>	随時介護 <u>28,360円</u>					
常時介護 <b>56,600円</b>	随時介護 <b>28,300円</b>					
P283 3コマ目右側	平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間～	平成21年3月31日から平成 <b>26</b> 年3月31日までの間で～				
P311 1コマ目	<u>15.5</u> 1000	<b>13.5</b> 1000				
P311 2コマ目	<u>17.5</u> 1000	<b>15.5</b> 1000				
P311 3コマ目	<u>18.5</u> 1000	<b>16.5</b> 1000				
P311 6コマ目	雇用保険率 1000分の <u>15.5</u> 事業主 1000分の <u>9.5</u> 被保険者 1000分の <u>6</u>	雇用保険率 1000分の <b>13.5</b> 事業主 1000分の <b>8.5</b> 被保険者 1000分の <b>5</b>				
P312 1コマ目	雇用保険率 1000分の <u>18.5</u> 事業主 1000分の <u>11.5</u> 被保険者 1000分の <u>7</u>	雇用保険率 1000分の <b>16.5</b> 事業主 1000分の <b>10.5</b> 被保険者 1000分の <b>6</b>				
P312 2コマ目	雇用保険率 1000分の <u>17.5</u> 事業主 1000分の <u>10.5</u> 被保険者 1000分の <u>7</u>	雇用保険率 1000分の <b>15.5</b> 事業主 1000分の <b>9.5</b> 被保険者 1000分の <b>6</b>				
P312 5コマ目	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">30万円×1000分の <u>15.5</u>=<u>4,650円</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">雇用保険料 <u>4,650円</u></p>	30万円×1000分の <u>15.5</u> = <u>4,650円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">30万円×1000分の <b>13.5</b>=<b>4,050円</b></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">雇用保険料 <b>4,050円</b></p>	30万円×1000分の <b>13.5</b> = <b>4,050円</b>		
30万円×1000分の <u>15.5</u> = <u>4,650円</u>						
30万円×1000分の <b>13.5</b> = <b>4,050円</b>						

P312 6 コマ目	1000 分の <u>6</u>	1000 分の <u>5</u>
P315 「雇用保険率」 の表中、「一般の 事業」の欄	1000 分の <u>15.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>9.5</u> (うち二事業 1000 分の 3.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>6</u> 】	1000 分の <u>13.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>8.5</u> (うち二事業 1000 分の 3.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>5</u> 】
P315 「雇用保険率」 の表中、「建設の 事業」の欄	1000 分の <u>18.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>11.5</u> (うち二事業 1000 分の 4.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>7</u> 】	1000 分の <u>16.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>10.5</u> (うち二事業 1000 分の 4.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>6</u> 】
P315 「雇用保険率」 の表中、「農林水 産の事業等」の 欄	1000 分の <u>17.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>10.5</u> (うち二事業 1000 分の 3.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>7</u> 】	1000 分の <u>15.5</u> 【事業主負担 1000 分の <u>9.5</u> (うち二事業 1000 分の 3.5)】 【被保険者負担 1000 分の <u>6</u> 】
P334 1 コマ目	(1000 分の <u>103</u> ) …	(1000 分の <u>89</u> ) …
P334 2 コマ目	最低は 1000 分の <u>3</u>	最低は 1000 分の <u>2.5</u>
P334 4 コマ目 1 行目	<u>「その他の各種事業」</u> などが～	<b>通信業，放送業，出版業</b> などが～
P334 4 コマ目下 2 行	* <u>林業 鉱業 建設業 製造業 など の事業の種類に入らないもの</u>	削 除
P334 6 コマ目	一般の事業は 1000 分の <u>15.5</u> 建設の事業は 1000 分の <u>18.5</u> 農林水産の事業等は 1000 分の <u>17.5</u>	一般の事業は 1000 分の <u>13.5</u> 建設の事業は 1000 分の <u>16.5</u> 農林水産の事業等は 1000 分の <u>15.5</u>
P335 下 6～5 行目	最高が 1000 分の <u>103</u> (水力発電施設， ずい道等新設事業) で，最低が 1000 分の <u>3</u> となっている。	最高が 1000 分の <u>89</u> (水力発電施設， ずい道等新設事業) で，最低が 1000 分の <u>2.5</u> となっている。
P339 2 コマ目の左側 のセリフを右記 に差替え	労災保険率から一度 非業務災害率を控除したうえで <b>建設の事業は 100 分の 40 の範囲内 立木の伐採の事業は 100 分の 35 の範囲内 (いずれも 連続する 保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上 100 万円未満 であるものにあつては 100 分の 30 の範囲内)</b> で上下させ その後 非業務災 害率を加えたものを翌々保険年度から適用させるの	
P339 5 コマ目	確定保険料の額が <u>100</u> 万円以上	確定保険料の額が <b>40</b> 万円以上
P341 下 15 行目	c) 一括有期事業については，確定保険 料の額が <u>100</u> 万円以上	c) 一括有期事業については，確定保険 料の額が <b>40</b> 万円以上
P341 下 12 行目	メリット制 (原則として 100 分の 40 の範囲内で労災保険率を加算減算す る)が適用される。	メリット制 (100 分の 40 ( <b>100 分の 35 または 100 分の 30 (339 頁)</b> ) の範囲内 で労災保険率を加算減算する)が適用 される。
P341 下 4 行目	③確定保険料の額が <u>100</u> 万円以上であ ること	③確定保険料の額が <b>40</b> 万円以上であ ること
P383 下 3 行目	*特例措置により，平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までは，～	*特例措置により，平成 <b>25</b> 年 3 月 31 日までは，～

P385 「一部負担金」 の表中②の2行 目	*ただし、特例措置により、平成 24 年 3 月 31 日までの負担割合は「100 分の10」。	*ただし、特例措置により、平成 25 年 3 月 31 日までの負担割合は「100 分の10」。
P401 6 コマ目の左側 のセリフを右記 に差替え	<b>また 平成24年4月からは外来診療についても同様の取扱いが認められたので 助かりますよね</b>	
P403 下 10 行目 （「高額療養費」 の図中）	←払戻し額→	削 除
P421 下 8 行目	～平均の健康保険料率は、 <u>8.2%</u> から <u>9.5%</u> へ上がっている。	～平均の健康保険料率は、 <b>9.5%</b> から <b>10.0%</b> へ上がっている。
P448 3 コマ目（右の セリフ）	平成 23 年度の金額はどのくらいな の？	平成 24 年度の金額はどのくらいな の？
P448 4 コマ目（上の セリフ）	たしか <u>788,900</u> 円…だったかな	たしか <b>786,500</b> 円…だったかな
P449 7 コマ目（最下 段の計算式）	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円
P450 2 コマ目（計算 式とネコのセリ フの2カ所）	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円
P451 1 コマ目の計算 式	$788,900 \text{ 円} \times \frac{456 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 749,455 \text{ 円} \rightarrow 749,500 \text{ 円}$	$786,500 \text{ 円} \times \frac{456 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 747,175 \text{ 円} \rightarrow 747,200 \text{ 円}$
P452 5 コマ目の計算 式の上段	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円
P452 5 コマ目の計算 式の下段	$= 788,900 \text{ 円} \times \frac{402 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 660,703.75 \text{ 円}$	$= 786,500 \text{ 円} \times \frac{402 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 658,693.75 \text{ 円}$
P453 ページ中 5 カ所	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円
P453 〈計算式〉の枠 内、下 1 行目	（平成 23 年度 物価スライド特例措置）	（平成 24 年度 物価スライド特例措置）
P453 下 2 行目	<u>660,703.75</u> 円	<b>658,693.75</b> 円
P453 下 1 行目	<u>660,700</u> 円	<b>658,700</b> 円

P 456 4 コマ目 (上のセリフ 1 行目)	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円								
P 456 4 コマ目 (下のセリフ)	支給額は <u>552,200</u> 円	支給額は <b>550,600</b> 円								
P 456 6 コマ目 (左のセリフ 3 行目)	<u>556,200</u> 円よ	<b>554,500</b> 円よ								
P467 4 コマ目 (ネコのセリフ)	月額 <u>65,741</u> 円	月額 <b>65,541</b> 円								
P467 4 コマ目 (枠内の金額)	<u>788,900</u> 円	<b>786,500</b> 円								
P467 4 コマ目 下 1 行目	(平成 <u>23</u> 年度)	(平成 <b>24</b> 年度)								
P467 5 コマ目 (ネコのセリフ)	月額 <u>82,175</u> 円	月額 <b>81,925</b> 円								
P467 5 コマ目 (枠内の金額)	<u>986,100</u> 円	<b>983,100</b> 円								
P467 5 コマ目 下 1 行目	(平成 <u>23</u> 年度)	(平成 <b>24</b> 年度)								
P471 上 1 行目	障害基礎年金の額 (平成 <u>23</u> 年度)	障害基礎年金の額 (平成 <b>24</b> 年度)								
P471 上 3 行目 (障害基礎年金 1 級の年額)	<u>986,100</u> 円 (年額)	<b>983,100</b> 円 (年額)								
P471 上 3 行目 (障害基礎年金 2 級の年額)	<u>788,900</u> 円 (年額)	<b>786,500</b> 円 (年額)								
P471 「子の加算額」の表を右記に差替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算対象の子</th> <th>加算額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人目</td> <td><b>226,300</b> 円</td> </tr> <tr> <td>2 人目</td> <td><b>226,300</b> 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降 (1 人につき)</td> <td><b>75,400</b> 円</td> </tr> </tbody> </table>	加算対象の子	加算額 (年額)	1 人目	<b>226,300</b> 円	2 人目	<b>226,300</b> 円	3 人目以降 (1 人につき)	<b>75,400</b> 円	
加算対象の子	加算額 (年額)									
1 人目	<b>226,300</b> 円									
2 人目	<b>226,300</b> 円									
3 人目以降 (1 人につき)	<b>75,400</b> 円									
P477 下 8 行目	遺族基礎年金の額 (平成 <u>23</u> 年度)	遺族基礎年金の額 (平成 <b>24</b> 年度)								
P477 下 7 行目	<u>788,900</u> 円 (年額)	<b>786,500</b> 円 (年額)								

P477 最下段の表を右記に差替え		基本額	加算額	合計支給額
	子が1人いる妻	786,500円	226,300円	1,012,800円
	子が2人いる妻	786,500円	452,600円	1,239,100円
	子が3人いる妻	786,500円	528,000円	1,314,500円
P479 3 コマ目	国民年金保険料（毎月 <u>15,100円</u> 平成 <u>22</u> 年度）とは別にね		国民年金保険料（毎月 <b>14,980円</b> 平成 <b>24</b> 年度）とは別にね	
P485 2 コマ目（参考）の表に右記2行を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ブラジル（平成 24 年 3 月発効）</b></li> <li>・ <b>スイス（平成 24 年 3 月発効）</b></li> </ul>			
P486 下段の表を右記に差替え	対象月数*		金額**	
	6 か以上 12 か月未満		44,940円	
	12 か以上 18 か月未満		89,880円	
	18 か以上 24 か月未満		134,820円	
	24 か以上 30 か月未満		179,760円	
	30 か以上 36 か月未満		224,700円	
36 か月以上		269,640円		
P486 下1行目	** 基準月が平成 <u>23</u> 年度のときの支給額である。		** 基準月が平成 <b>24</b> 年度のときの支給額である。	
P487 1 コマ目	<u>180,240円</u>		<b>179,760円</b>	
P489 脱退一時金（支給額）の表を右記に差替え	対象月数*		金額**	
	6 か以上 12 か月未満		44,940円	
	12 か以上 18 か月未満		89,880円	
	18 か以上 24 か月未満		134,820円	
	24 か以上 30 か月未満		179,760円	
	30 か以上 36 か月未満		224,700円	
36 か月以上		269,640円		
P489 脱退一時金の解説枠内の下1行目	** 基準月が平成 <u>23</u> 年度のときの支給額である。		** 基準月が平成 <b>24</b> 年度のときの支給額である。	
P495 上3行目の破線囲み内	（参考） 保険料額：月額 <u>15,020円</u> （平成 <u>23</u> 年度）		（参考） 保険料額：月額 <b>14,980円</b> （平成 <b>24</b> 年度）	
P539 （加給年金額）の表を右記に差替え	配偶者		226,300円	
	1人目・2人目の子		1人につき	226,300円
	3人目以降の子		1人につき	75,400円
P539 下8行目	<u>33,600円</u> ～ <u>168,100円</u>		<b>33,300円</b> ～ <b>166,900円</b>	

P539 最下段の表を右 記に差替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和9年4月2日～昭和15年4月1日</td> <td>33,300円</td> <td>259,600円</td> </tr> <tr> <td>昭和15年4月2日～昭和16年4月1日</td> <td>66,800円</td> <td>293,100円</td> </tr> <tr> <td>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日</td> <td>100,200円</td> <td>326,500円</td> </tr> <tr> <td>昭和17年4月2日～昭和18年4月1日</td> <td>133,600円</td> <td>359,900円</td> </tr> <tr> <td>昭和18年4月2日以後</td> <td>166,900円</td> <td>393,200円</td> </tr> </tbody> </table>		受給権者の生年月日	特別加算額	合計額	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,300円	259,600円	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,800円	293,100円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100,200円	326,500円	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	133,600円	359,900円	昭和18年4月2日以後	166,900円	393,200円
	受給権者の生年月日	特別加算額	合計額																	
	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,300円	259,600円																	
	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,800円	293,100円																	
	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100,200円	326,500円																	
	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	133,600円	359,900円																	
昭和18年4月2日以後	166,900円	393,200円																		
P544 1 コマ目の枠内	配偶者 <u>227,000</u> 円 1人目2人目の子 各 <u>227,000</u> 円 3人目からの子 各 <u>75,600</u> 円 (平成 <u>23</u> 年度)	配偶者 <b>226,300</b> 円 1人目2人目の子 各 <b>226,300</b> 円 3人目からの子 各 <b>75,400</b> 円 (平成 <b>24</b> 年度)																		
P544 2 コマ目の枠内	<u>33,500</u> 円～ <u>167,500</u> 円	<b>33,300</b> 円～ <b>166,900</b> 円																		
P544 3 コマ目の枠内	<u>39万4,500</u> 円	<b>39万3,200</b> 円																		
P545 年金額の表中、 加給年金額の欄	配偶者 <u>227,000</u> 円 1人目2人目の子 各 <u>227,000</u> 円 3人目からの子 各 <u>75,600</u> 円	配偶者 <b>226,300</b> 円 1人目2人目の子 各 <b>226,300</b> 円 3人目からの子 各 <b>75,400</b> 円																		
P549 〈障害等級 1 級〉の欄	障害基礎年金 ( <u>986,100</u> 円)	障害基礎年金 ( <b>983,100</b> 円)																		
P549 〈障害等級 2 級〉の欄	障害基礎年金 ( <u>788,900</u> 円)	障害基礎年金 ( <b>786,500</b> 円)																		
P550 5 コマ目のセリ フ	年額 <u>227,000</u> 円よ (平成 <u>23</u> 年度)	年額 <b>226,300</b> 円よ (平成 <b>24</b> 年度)																		
P551 年金額の解説 中、〈障害等級 1 級〉の計算式	障害基礎年金 ( <u>986,100</u> 円*)	障害基礎年金 ( <b>983,100</b> 円*)																		
P551 年金額の解説 中、〈障害等級 2 級〉の計算式	障害基礎年金 ( <u>788,900</u> 円)	障害基礎年金 ( <b>786,500</b> 円)																		
P559 1 コマ目	遺族基礎年金 ( <u>788,900</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>786,500</b> 円)																		
P559 2 コマ目	遺族基礎年金 ( <u>788,900</u> 円)	遺族基礎年金 ( <b>786,500</b> 円)																		
P560 1 コマ目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">*<u>591,700</u>円</div> *平成 <u>23</u> 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">*<b>589,900</b>円</div> *平成 <b>24</b> 年度																		

P563 年金額の解説中、〈子のある妻が受給する場合〉の欄	遺族基礎年金（ <u>788,900</u> 円）＋子の加算額（ <u>227,900</u> 円）	遺族基礎年金（ <b>786,500</b> 円）＋子の加算額（ <b>226,300</b> 円）
P563 年金額の解説中、〈子が受給する場合〉の欄	遺族基礎年金（ <u>788,900</u> 円）	遺族基礎年金（ <b>786,500</b> 円）
P563 年金額の解説中、〈子のない中高齢の妻が受給する場合〉の欄	中高齢の加算額（ <u>591,700</u> 円）	中高齢の加算額（ <b>589,900</b> 円）
P563 年金額の解説中、〈中高齢の加算〉の点線のフキダシ下1行目	年額 <u>591,700</u> 円	年額 <b>589,900</b> 円

**【正誤】** 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。  
記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P333 6 コマ目（左のセリフ下2行目）	全部で <u>54</u> 種類の事業	全部で <b>55</b> 種類の事業
P334 5 コマ目（左のセリフ上2行目）	<u>54</u> 種類の	<b>55</b> 種類の